

土岐市郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、土岐市契約規則（昭和40年土岐市規則第1号。以下「規則」という。）第20条の3の規定に基づき、土岐市の郵便入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の公告等)

第2条 市長は、郵便入札を実施する場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定による公告及び政令第167条の12第2項の規定による通知（以下「公告等」という。）に、規則第3条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 郵便入札の指定
- (2) 入札書(別記様式第1号)の提出期限（以下「提出期限」という。）
- (3) 開札日時
- (4) 開札場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(郵便入札に係る費用の負担)

第3条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書の提出方法)

第4条 郵便入札の入札参加者は、入札書その他公告等により指定された書類（以下「入札書等」という。）を、一般書留、簡易書留又はレターパックのうちのいずれかの方法により、指定された提出期限までに、土岐市役所総務課契約係に到着するよう郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等やむをえないと市長が認める場合においては、持参により入札書等を提出するものとする。

2 前項の規定により入札書等を郵送するときは、次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 二重封筒を用い、次に掲げる事項を記載した内封筒に入札書等を入れ

て封かんすること。

ア 受取人(土岐市役所総務部総務課契約係)

イ 開札日

ウ 件名

エ 入札書が在中されている旨

オ 入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者名

(2) 前号に規定する内封筒を外封筒に入れて封かんすること。

(3) 郵送先を「土岐市役所総務部総務課契約係」とすること。

(4) 外封筒の表面に「入札書在中」と朱書きで記載し、入札の件名を表示すること。

3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により持参で入札書等を提出する場合は、外封筒を用いないものとする。

(郵便入札の回数)

第5条 郵便入札における入札回数は、2回を上限とする。

(郵便入札の辞退)

第6条 入札参加者は、郵便入札を辞退することができるものとする。

2 郵便入札を辞退する場合には、提出期限までに入札辞退届(別記様式第2号)を、入札書等の郵送方法の例により提出しなければならない。

(開札等)

第7条 入札執行者は、入札書等が到着したときは、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到着した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 開札は、公告等で指定した日時及び場所において行うものとする。

(開札の立会い)

第8条 入札者は、開札日の前日までに、開札立会申請書(別記様式第3号)により開札の立会いに係る申出をすることができる。

2 代理人が立会いを希望する場合は、委任状(別記様式第4号)を提出しなければならない。

3 代理人は、同一入札において、2者以上の代理人となることはできない。

4 入札参加者に立会いを希望するものがない場合は、当該入札事務に関係

のない職員を立ち会わせ、開札するものとする。

(郵便入札の無効)

第9条 規則第14条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

- (1) 指定された提出方法以外の方法で郵送された入札
 - (2) 指定された提出期限を過ぎて到着した入札
 - (3) 封筒に記載された件名と入札書等の件名が異なる入札
 - (4) 入札書以外のもの（予め指定した書類を除く。）を同封した入札
 - (5) 入札書が封入されていない入札
 - (6) その他公告等において指定された入札条件に違反してなされた入札
- (じゃんけんによる落札者の決定)

第10条 落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2者以上あるときは、当該入札者にFAXによるじゃんけんをさせて落札者を決定しなければならない。

(入札結果の通知)

第11条 入札執行者は、落札者を決定した場合は、速やかにその旨を落札者に通知しなければならない。

(異議の申立)

第12条 入札参加者は、郵便事故等により入札書等が期限までに到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。